

指定地域密着型通所介護

デイサービスタ鶴いっぽ運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社夢工房が開設する デイサービスタ鶴いっぽ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ①デイサービスタ鶴いっぽ

②所在地 愛知県一宮市小信中島字西九反 46 番地 3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

・管理者 1名(常勤兼務1名(機能訓練指導員と兼務1名))

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。

・生活相談員 2名(常勤専従1名 常勤兼務1名(介護職員と兼務1名))

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、通所介護計画の作成補助等を行う。

・介護職員 5名(常勤兼務1名(生活相談員と兼務1名) 非常勤専従4名)

・機能訓練指導員 4名(常勤兼務1名(管理者と兼務1名) 非常勤専従3名)

従業員は、指定地域密着型通所介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し 12月31日から1月3日を除く。

② 営業時間 8時00分から17時00分までとする。

③ サービス提供時間 9時00分から16時15分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 10名(第一号通所事業利用定員を含む)

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1)身体介護に関する事

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排せつの介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体介護

(2)入浴に関する事

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類脱衣の介助

イ. 身体清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

(3)食事に関する事

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

(4)アクティビティサービスに関する事

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐために必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換を図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養(養護)

(5)送迎に関する事

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗動作の介助

イ. 送迎

(6)相談、助言に関する事

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作訓練の相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改良に関する相談、助言

エ. 利用者・家族に対する相談・助言

オ. その他必要な相談

- 1 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円徴収する。
- 2 食費は、550円を徴収する。(おやつ代を含む)
- 3 洗濯を希望された場合は、洗濯代として100円を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一宮市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 飲酒については禁止する。喫煙は所定の場所以外は禁止する。
- (3) 金銭・貴重品は、原則、施設内には持ち込まない。
- (4) 施設内へのペット持ち込みは、禁止とする。
- (5) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- (6) 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持等)

第12条 指定地域密着型通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携等)

第13条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携等及び協力をおこなうなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者家族、地域住民の代表者、当該サービスについて知見を有する者、市の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センター職員とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。なお、地域住民の代表者が当該サービスについて知見を有する者を兼ねることを妨げないものとする。
- 4 会議の事務局は、当該事業者や事業所等の職員が務めるものとする。
- 5 会議は、原則として当該事業所等で開催するものとする。ただし、特別の事情によりやむを得ず当該事業所等で開催出来ない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合は、この限りではない。
- 6 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 7 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 通所介護従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社夢工房と事業所の管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。